

第 2 回犯罪被害者等基本計画検討会において積み残した 犯罪被害者等基本法の基本的施策に係る児童虐待・性暴力・ DV・ストーカー被害者及び身体医療に関する要望について 損害回復・経済的支援への取組（基本法第12,13,16,17条関係）

1 基本法第 12 条関係（損害賠償の請求についての援助等）

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、

附帯私訴制度の導入

損害賠償命令制度の導入

損害賠償債務の国による立替払及び求償等

公費による弁護士選任

国による損害賠償請求費用（弁護士費用、刑事記録の謄写の費用、
印紙代等）の補償等

日本司法支援センターの活用

その他損害賠償請求の実効性確保のための制度の整備

その他損害賠償請求に関する援助

が要望されている。

[児童虐待・性暴力・DV・ストーカー被害者及び身体医療に関する要望]

公費による弁護士選任

- ・未成年の「家庭内被害者」のためのアドヴォケーター制度を導入する。

その他損害賠償請求の実効性確保のための制度の整備

- ・虐待した親への経済的請求（養育費、進学費用等）を認められないか。
- ・損害賠償請求（親への慰謝料請求や生活扶助）のための子供の代理人を認められないか。
- ・（刑事手続の中で、民事的な和解を盛り込むことが必要であり、そのためにも、）検察官が親権喪失、扶助請求など家事や民事について子供の代理人になれないか。
- ・交通事故の慰謝料算定基準や後遺障害認定基準のようなものを、その余の犯罪被害者等の損害認定にも作ることができないか。

2 基本法第13条関係（給付金の支給に係る制度の充実等）

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、

犯罪被害者給付金制度における給付金額の増加、給付対象の拡大、
年金方式による支給等制度の充実

罰金を財源とした犯罪被害者等補償制度

医療費、介護費、遺体搬送費、葬儀費用及び通院のための交通費等
の補償制度の創設

医療費の無料化

その他医療保険利用の利便性確保

が要望されている。

[児童虐待・性暴力・DV・ストーカー被害者及び身体医療に関する要望]

医療費、介護費、遺体搬送費、葬儀費用及び通院のための交通費等の補
償制度の創設

- ・児童虐待の被害者である子供の経済的負担の軽減のために、奨学金制度の特別枠、塾への支援をするべき。
- ・支給が子供に直接なされるようにするべき。親の親権が剥奪されなくとも、子供への支給が可能であって、親に受領する権限を喪失させる制度が必要。親権喪失しなくとも施設庁の親権代行権として当然に金銭の管理ができるという政策的な解釈が望ましい。
- ・性感染症に関する検査料金の公的負担
- ・精神的な被害が低く見積もられていて不本意である。
- ・遠くに通院するときに、高速道路の費用が半額になるという援助を受けている人がいると聞いたが、同等のサービスを受けたい。

3 基本法第17条関係（雇用の安定）

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、
事業主等の理解の増進
被害回復のための休暇制度の導入
が要望されている。

[児童虐待・性暴力・DV・ストーカー被害者及び身体医療に関する要望]

事業主等の理解の増進

- ・セクハラ等の労災認定
- ・ハンディを考慮した、少しずつ社会に復帰できるような雇用の創出
- ・犯罪被害は、日常生活の中で起こることが多いため、事件を思い出す場所等を回避することに大きなエネルギーを使っている。被害者が希望したときには、速やかな職場の配置転換等の支援が求められる。

「犯罪被害者のためのアドボケーター制度」覚書

大阪府立女性総合センター（ドーンセンター）
コーディネーター 川喜田好恵

別紙「要望書」の中で触れたアドボケーター制度は、「家庭内での犯罪などの被害者」である子どもの心理的・社会的救済を目的にしたものを想定している。

親からの虐待被害、親や家族メンバーからの性被害、親のDV加害（の目撃や巻き込まれ）などの被害者になってしまった子どもなど「家族内の犯罪」被害者は、現在の日本の「家族に関する社会通念」「家族に関わる法律」「家族単位の社会制度」の中では、自分の基本的人権や心理的・身体的安全を十分に主張したり保障されたりしにくい状況があり、特に、未成年で保護を必要とするものたちにとっては、彼女/彼らの利益を代弁する制度そのものが不十分なため、その傾向が強いと感じてきた。

上記のような犯罪被害者が、自らの、1)状況を訴え、2)感情的混乱を聴き取り整理する機会が保障され、3)その後の自分の生活面に関する可能性を知り、4)必要であれば法律的な場（裁判・調停など）に「意見書」「要望書」などのかたちで自分の状況や要望を代弁してもらい、5)最終的に自分（子どもである当事者）の利益を中心に問題の法律的・社会的解決がはかられるように代理人を求める、のは当然の権利であると思われる。

そのために、この全体をアドボカシー制度と考えるとすると、それは多様な専門家に様々な形でなされる必要があるが、具体的な人的資源としては

- 1)と2)は、フェミニストカウンセラーなど、ジェンダー問題の視点をもつ心理専門家
- 3)は、ジェンダー問題の視点を持つソーシャル・ワーカーや福祉の専門家
- 4)は、フェミニストカウンセラーと弁護士などの協働作業
- 5)は、ジェンダー問題の視点をもつ弁護士など法的代理人や後見人

などが考えられる。

これらの人的資源に、（未成年の）被害者（や、巻き込まれている当事者）が繋がるためには、A)これらのサービスが制度として確立していて、B)必ず本人に利用の機会が保障されていないなければならない。また、C)それに伴う費用などに関しても、本人の負担にならない方法が準備されている必要がある。これらA)、B)、C)に関しては、行政的な制度と予算が必要である。

その他にも、病院・警察・裁判所（調停も含む）などへの付き添い支援や、社会福祉などに関する手続き支援なども必要となる場合が考えられる。さらに、直接の当事者支援でなくとも、上記のような家庭内犯罪に関して被害者の立場にたった救済のために、被害者の声を社会に届け被害者の権利が守られるような社会変革も視野に入れるべきであろう。